

## 【提出書類の注意事項】

(令和8年度綾町育英会奨学生募集要項に基づく申請について)



## ① 全ての申請書類等の記入について

- ・黒の消えないインクのボールペン等で記入すること。(消えるインクのペンで記入されたものは無効)
- ・記入の際に誤って記入した場合は、修正液を使わず二重線を引き訂正しその上に訂正印を押印すること。

## ② 奨学貸付金申請書(様式第1号)、進学支度貸付金申請書(様式第3号)、海外研修・留学等支度貸付金申請書(様式第4号)

- ・申請者、連帯保証人の氏名欄については、必ず本人が自署・捺印すること。
- ・申請者、連帯保証人の印鑑は、違う印鑑を使用すること。
- ・印鑑はシャチハタ印などのスタンプ(ゴム)印は使用しないこと。

## ③ 奨学生推薦書(様式第2号)

- ・新入学生は、直前に卒業した学校長の推薦書を取得すること。なお、学校長の異動・退職の可能性に留意し、早めに取得しておくこと。
- ・新入学生以外の在学学生は、現在在学する学校長の推薦書を取得すること。
- ・いずれの場合も封筒に封緘した状態で取得し、開封しないまま封筒ごと提出すること。なお、開封したものは無効となるため、注意すること。

## ④ 税金等の滞納のない証明書

- ・連帯保証人Ⅰ、Ⅱそれぞれの税金等の滞納のない証明書(完納証明書)を提出すること。
- ・申請期日の2ヶ月以内に発行されたものであること。
- ・完納証明書については役場窓口で取得すること。

## ⑤ 所得を証明する書類

- ・連帯保証人Ⅰ、Ⅱについて、令和7年度(令和6年分)所得証明書を提出すること。
- ・共働き世帯については、2名分の所得証明書を提出すること。

## ⑥ 各提出書類の「家族の状況」欄について

- ・同一の生計であるすべての人を家族として記入すること。
  - ・氏名・続柄・年齢等を令和8年4月1日現在で記入すること。
- ※住民票上の「世帯」とは異なる。(同一の生計である家族)
- ※就学・病気療養などで一時別居している人も同一生計の家族である場合は記入すること。
- ※すでに就業している兄弟姉妹の方で、別居して生計も分離している場合は、記入する必要はない。

## ⑦ 連帯保証人について

- ・ 連帯保証人Ⅰは、申請者の父母兄弟姉妹又は、法定代理人とする。
- ・ 連帯保証人Ⅱは、独立して生計を営み、保証能力のある成人であること。  
※「連帯保証人」は、奨学資金を借りる本人と同じ責任を負うこと。

### 《連帯保証人になることができない方》

- (1) 債務整理中又は過去に債務整理を行った者
- (2) 保証債務を理解していない者
- (3) 他の奨学資金で滞納している者
- (4) 無収入の者(連帯保証人Ⅱ)
- (5) 生活保護受給中の者(連帯保証人Ⅱ)

### 【奨学金貸付決定後に必要となる書類】

#### (1) 育英奨学資金借受誓約書

- ・ 申請者、連帯保証人の署名捺印(実印)し、印鑑証明書を添付する。

#### (2) 在学証明書

- ・ 令和8年4月1日以降発行のもの。(原本を提出。コピーは不可)
- ・ 貸与継続中は、資格確認のため毎年4月に在学証明書の提出すること。

**【注意】合格通知書は在学を証明するものではないため不可。**

#### (3) 奨学金振込口座の指定申請書(様式第7号)

- ・ 申請書は正確に記入し、記載内容に変更があるときは、改めて提出すること。
- ・ 口座名義は、借受者本人のものを原則とする。
- ・ 振込手数料を差し引き、振り込みます。
- ・ 振込口座は宮崎県農業協同組合または宮崎銀行とする。持っていない場合は新規口座開設をお願いします。
- ・ 振込口座確認のため、口座番号および口座名義が記載されている箇所のコピーを添付すること。

### ◆重要事項◆

- ①申請者(奨学生)は、本人及び連帯保証人の身分、氏名変更、住所、死亡等、その他(休学、復学、転学、退学等)、重要事項に異動があったときは、直ちに綾町育英会事務局へ異動の届出を行わなければならない。
- ②申請者(奨学生)が休学したときは、その期間育英資金の貸与を休止するため、綾町育英会事務局へ連絡すること。その他奨学生として適当でない行為があったときは、育英資金の貸与を停止する場合がある。
- ③連帯保証人は、申請者(奨学生)が貸与・貸付を受けた返還責務の全てについて、連帯して責務を負担すること。

【 問合せ先・申請書類提出先 】 ~ご不明な点、ご相談がある場合は下記へご連絡ください。~

綾町育英会事務局

綾町教育委員会 教育総務課 TEL 0985-77-5002